

田野町農業委員会議事録

会 議 名	田野町農業委員会 6 月定例総会
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
開 催 場 所	田野町 2 階大会議室
出 席 委 員	1 番 坂本輝男 2 番 山本続 3 番 山本英広 4 番 松本昭子 5 番 西山和男 6 番 濱渦昭彦 7 番 西山杉雄 8 番 手嶋歳和 9 番 岸野雅宏 12 番 田中繁穂
欠 席 委 員	10 番 清岡正之
事 務 局 出 席 者	事務局： 西山周平 平瀬大祐
議 題	議案第 1 号 非農地証明願の交付申請について その他

開 会	会長、田中繁穂が議長となり挨拶し、定数確認のうえ開会を宣す。
議事録署名人選出	議長が、7 番 西山杉雄委員 及び 8 番 手嶋歳和委員を指名する
議 事 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、非農地証明交付申請の承認について審議します。事務局は説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>非農地証明の交付申請がありましたので説明します。議案書は 2 ページからです。申請のあった農地は全部で 3 筆あります。1 筆目は田野町字栢地 670-1 で登記簿地目は田です。農振区分はその他の農用地で面積は 930 m²です。2 筆目は田野町字栢地 671 で登記簿地目は田です。農振区分はその他の農用地で面積は 736 m²です。3 筆目は田野町字栢地 674 で登記簿地目は田です。農振区分はその他の農用地で面積は 844 m²です。3 筆合計で 2,510 m²です。申請者は田野町 2136 番地 3 の手島広直さんです。</p> <p>申請の理由を説明します。670-1 及び 671 の土地は、少なくとも平成元年以降養鰻所として使用しており、また、674 の土地は平成 12 年までは農地であったが、同年農地法の転用許可を得、申請人が購入した後、養鰻所として使用してきた。現在養鰻所はほぼ解体されているが、地盤は固められており、耕作できる状態ではない。とのことです。</p>

<p>議 長</p> <p>事務 局</p> <p>議 長</p>	<p>本申請は、既に農地以外の土地となっていることが明白であり、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用され、おおむね 15 年以上経過していること、農業振興地域の整備に関する法律に基づく田野町農業振興地域整備計画における農用地区域名の土地でないこと、等の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案書の 3 ページには航空写真、4 ページに切図を載せていますので場所をご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>この件については、後ほど現地確認を行い、改めて採決を取りたいと思いますが、只今の説明に対して質問等ありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>なければその他の案件ということで、集落営農に係る研修会の案内について事務局から説明があります。</p> <p>安芸農業振興センターが実施している平成 28 年度集落営農塾において、平成 28 年 7 月 7 日 (木) に先進地事例視察研修会が実施されます。参加希望者は事務局までご連絡ください。</p> <p>何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>なければ非農地の案件について只今から現地確認に向かいます。</p> <p>【非農地申請現地】</p> <p>(審議の結果、耕作再開は不可能であるため非農地を認めることとした)</p> <p>それではこれで本日の案件は全て終了しましたが、ご意見ご質問等ありませんか。なければ本日の定例総会を終了し、解散します。</p>
<p>議 事 録 署 名</p>	<p>平成 28 年 6 月 30 日</p> <p>議 長 ㊟</p> <p>議事録署名人 ㊟</p> <p>㊟</p>